

埼玉県議会議員一般選挙

が行われます

任期満了に伴う埼玉県議会議員一般選挙が、上記の日程で行われます。嵐山町の選挙区は西15区です。なお、投票時間は午前7時から午後8時までです。

投票できる人は

満20歳以上の人はすべて選挙権をもっておりませんが、市町村の選挙人名簿に登録されていなければ投票できません。他の市町村から転入された人や満20歳になった人で、今回の選挙時登録により新たに登録されるのは、次の要件を満たした人です。

- 住所要件 平成22年12月31日までに嵐山町に転入届をし、引き続き住民基本台帳に記載されている人
- 年齢要件 平成3年4月11日までに生まれた人

嵐山町から埼玉県内の他の市町村へ、平成23年1月1日以降転出された人は、投票日当日は前住所

地（嵐山町）の投票所で投票することができます。ただし、投票できる人は次の要件が必要になります。

- 前住所地（嵐山町）の選挙人名簿に登録されていること。
 - 市町村（転出先等）が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を持参すること。
- なお、一度転出した後、更に他の市町村へ転出すると、投票することができません。

投票日に投票できない人は期日前投票を

投票は、投票日に有権者が投票所へ行き、自分で候補者の氏名を



4月1日(金) 告示
4月10日(日) 投票

書いて投票するのが原則です。しかし事情（例えば、会社の出張、旅行、病气やけが、出産で入院されるなど）により、投票日に投票所へ行けない見込みの方のために期日前投票制度があります。

期日前投票のできる期間は、告示日の翌日から投票日の前日まで、4月2日(土)から4月9日(土)までです。

この期間は、毎日午前8時30分から午後8時まで受け付けますので、嵐山町役場内1階町民ホールへお出かけください。

病院などに入院中の人は

入院中の病院または老人ホームなどが、県の指定する不在者投票指定病院または指定老人ホームであれば、その場で投票できます。詳しいことは入院先の病院または老人ホームにお尋ねください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある方のために設けられた、在宅で投票できる制度です。

この制度を利用できるのは、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、上肢若しくは視覚の障害程度が1級など一定の条件に

該当する方および介護保険による要介護状態区分が「要介護5」に認定されている方です。

ただし、郵便投票をするには、選挙管理委員会の発行する郵便投票証明書を提示して投票日前4日までに、本人が署名した文書で選挙管理委員会へ請求することになっています。詳細は選挙管理委員会までお問合せください。

代理投票

投票所で身体障害などのため自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない方のための制度です。代理投票をされる方は、投票の当日、投票所の係員にお申し出ください。

選挙公報

選挙公報は、新聞折込にて配布します。町内の公共施設などにも選挙公報を用意しますのでご利用ください。

開票

即日開票します。開票は、午後9時から町民ホールで行います。参観もできますので、ご希望の方は選挙管理委員会までお問合せください。

埼玉県議会議員一般選挙投票所一覧

投票区名	投票所の場所	対象区域
第1投票区	菅谷中学校体育館内	菅谷
第2投票区	川島集会所内	川島
第3投票区	志賀第一区集会所内	志賀1区
第4投票区	志賀二区自治会館内	志賀2区
第5投票区	平沢地区コミュニティセンター内	平沢
第6投票区	千手堂構造改善センター内	千手堂・遠山
第7投票区	鎌形集会所内（北部）	鎌形
第8投票区	大蔵構造改善センター内	大蔵・根岸・將軍沢
第9投票区	杉山公民館内	広野・杉山・太郎丸
第10投票区	農業構造改善センター内	吉田・越畑・勝田
第11投票区	古里コミュニティ消防センター内	古里
第12投票区	知識の森嵐山町立図書館内	むさし台

投開票速報

4月10日(日)午前9時頃から、ホームページおよびテレドームにて投開票速報をお伝えしますのでご利用ください。

ホームページURL

<http://www.town.ranzan.saitama.jp/town/index.html>

<http://61.113.11.211/mobile/> (携帯サイト)
(ログインID: 123 パスワード: 123)

テレドーム

☎0180-994440

問合せ

嵐山町選挙管理委員会

☎62・2151

役場総務課内